

社会福祉法人寿福祉会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人寿福祉会（以下、「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤以外の理事の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何は問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤の理事に対する報酬の額は別表第1に定める額とする。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表3に定める額とする。

(報酬等の支給)

第4条 この法人は、役員等に対して支給する報酬等は、役員等に対して理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会（以下、「会議等」という。）への出席に係る職務執行の対価として、報酬等を支給する。

- 2 評議員会又は理事会がリモート会議、テレビ会議を含む出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分に議論を行うことができる方法によって開催された場合の報酬は、前項に定める報酬を支給する。
- 3 評議員会又は理事会が定款に定める議決の省略による方法によって開催された場合の報酬は、第1項に定める報酬を支給する。
- 4 監事には、第1項から第3項のほか、監査に係る職務執行の対価として報酬を支給する。
- 5 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で報酬を支給する。

(報酬等の支払日及び支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等は、職務執行に応じた報酬等の総額を、当該年度末に支払うものとする。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等の費用は、別表第4に定めるとおりとする。

2 役員等がその職務執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年度最初に開催される定時評議員会の議決の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年度定時評議員会の議決の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表第1（常勤の理事の報酬）

理事会・評議員会への出席の都度	5,000円+法定控除額
-----------------	--------------

別表第2（非常勤の役員の報酬）

(1) 理事

理事会・評議員会への出席の都度	5,000円+法定控除額
-----------------	--------------

(2) 監事

理事会・評議員会への出席の都度	5,000円+法定控除額
監事監査等への出席の都度	10,000円+法定控除額

別表第3（評議員の報酬）

評議員会への出席の都度	5,000円+法定控除額
-------------	--------------

別表第4（費用）

会議等への出席（公共交通機関利用）	自宅から会議等開催場所への公共交通機関 運賃実費額
-------------------	------------------------------

会議等への出席（公共交通機関利用なし）	自宅から会議等開催場所への往復距離に応じ、1人20円／Km。ただし1Km未満は、0円とする。
上記のほか、職務執行に必要な経費	職務執行に必要な額